

令和7年12月11日

古賀市議会

議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会

委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について12月3日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第63号議案 古賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 乳児等通園支援事業を行うには、まず令和7年第1回定例会で条例制定された、児童福祉法に基づく設備・運営基準により、事業実施能力があるかを審査され、事業者としての認可が必要となる。その後、公費負担の対象となるため、今回上程している、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営基準に適合しているかの確認を受ける必要がある。これらの認可と確認を経て、令和8年度から事業実施と支援給付費の受給が可能となる。
2. 子ども・子育て支援法に基づく「上限10時間分」の国費給付を受ける事業が「特定乳児等通園支援事業」である。一方、それ以外の「10時間を超える分」は古賀市の単独事業の「乳児等通園支援事業」である。
3. 低所得者や生活保護受給世帯等の利用料については、国の制度により減免措置が講じられており、それに準じて本市においても対応している。

【意見】

(賛成意見)

- ・本条例は、こども誰でも通園制度を令和8年度から本格実施するに当たり、その運営に関する基準を定めることを趣旨とするものである。内容は国の基準に加え、市独自に暴力団排除規定を設けるものであり、条例として必要不可欠なものと認識し、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 67 号議案 古賀市高齢者生きがいづくり支援センター条例を廃止する条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 当センターは、平成 13 年に「えんがわくらぶ」として開設され、高齢者支援や地域福祉の向上を目的に運営されてきたが、現在は貸館業務のみとなり、近年は利用団体が 1 団体にとどまっている。また、地域主体の介護予防推進の方針に移行し、公民館等での活動が充実してきたことから、当センターを廃止する。
2. 廃止後の施設については、古賀東小学校の学童保育所における利用児童数の増加に対応するため、改修の上、令和 8 年 4 月から学童保育所として活用する予定である。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。